

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成29年度 第3回長谷川家文化財専門委員会
2. 開 催 日 時	平成30年2月9日（金） 午後1時00分から午後4時00分
3. 開 催 場 所	松阪市殿町1315番地3 松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	2名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者 : 寺嶋 電 話 0598-53-4393 F A X 0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

### 報告事項

- (1) 前回の協議内容の確認について

### 協議事項

- (1) 三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅保存活用計画について
- (2) 重要文化財 旧長谷川家住宅保存活用計画について

### 議事録要約

別紙

平成29年度 第3回長谷川家文化財専門委員会 議事録（要約）

- 日 時：平成30年2月9日（金） 午後1時00分～4時00分
- 場 所：教育委員会2階 教育委員会室
- 出席委員：菅原洋一委員長、林良彦委員、門暉代司委員、嶋村明彦委員、中島義晴委員
- オブザーバー：三重県教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課 西村、櫻井
- 事務局：村林産業文化部部长、榊原文化課課長  
松葉文化財担当主幹、新田文化財係長、寺嶋文化財係主任  
大西文化財係、中西文化財係
- コンサルタント：（株）継承社
- 傍聴者：2名

1. 開会

（事務局より開会）

2. あいさつ

（産業文化部長よりあいさつ）

3. 報告事項

(1) 前回の協議内容の確認について

（事務局説明）

委員長：ありがとうございました。ただいまのご報告につきまして、何かございませんでしょうか。ではよろしければ、確認いただいたということで進ませていただきます。では次、4の協議事項でございます。(1) 三重県指定史跡及び名勝長谷川氏旧宅保存活用計画について、これについて、ご説明をお願いいたします。

4. 協議事項

(1) 三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅保存活用計画について

（事務局 第I章説明）

委員：写真の大正座敷の庭は魚眼レンズのようで、修正は可能ですか。

委員長：見た目の感覚に近いものの方が良いと思います。

事務局：わかりました。

委員：最終的には目次にページ番号は入りますか。

事務局：入れます。

委員長：次に第Ⅱ章をお願いいたします。

（事務局 第Ⅱ章説明）

オブザーバー：17ページの青線ですけども、松阪城跡も入るんでしょうか。

事務局：松阪城跡は史跡の指定範囲と周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲がありまして、凡例に城下町と城跡の表記、それから地図の方に松阪城跡、15ページでは松阪城跡(埋蔵文化財包蔵地)と地図の中にあるんですが、17ページで抜けていますので追加させていただきます。

委員：青線で二つに分かれているじゃないですか。15ページの地図。このお城をめぐる青線の区域が松阪城跡。その北側から東側にかけてが松阪城下町遺跡ということになる。

事務局：はい、そういうことになります。

委員：それが、松阪城跡は書いてあるけど、松阪城下町遺跡というのはどこにも書いていないですね。

事務局：はい、その番号も地図に入るように修正いたします。

委員：その方がいいですね。それから、14ページの地図が水系図と書いているんですけど、地図のふり方のせいか、どこが水系かよくわからないんですけど。そもそも水系を書かなければいけませんか。

事務局：本計画の対象となります長谷川氏旧宅がどのような地形にあるものかというところを知る上で必要な要素と認識しております。水系がわかるように地図も合わせて修正させていただきます。

委員：順番で行くと変則ですけども、(4)歴史的環境で、その分布図と一覧がくる。この分布図と一覧を先にもってくるというのはどうでしょうか。(4)が後ろに回ってしまいましたが、地図と一覧が左右見開きの方が見やすいと思います。

事務局：少しイレギュラーですけど、17ページの上に(4)歴史的環境としまして、図から始まるような項目にさせていただいて、文章が後ろに回り込むような構成でよろしいでしょうか。

委員：できれば見開きで分布図と一覧があった方が見やすいですね。それとこれ、分布図の中の赤の線がうまくわかるようにできませんか。国史跡指定地と特別史跡の間。赤の区分が全然地図上でわからない。違う表現方法がとれませんかね。

事務局：修正します。

委員：17ページの地図の①のところに赤が付いてるんですが、これは何ですか。

事務局：来迎寺本堂です。こちらは国の重要文化財に指定されています。18ページの表ですと一番上の欄になります。指定が国で、種別が建造物。来迎寺本堂、この表記になります。

委員：史跡の保存活用計画に重要文化財が掲載されるのですか。

事務局：凡例が国史跡になっていますので、修正させていただきます。

委員：ここだけでしょうか。長谷川のところもそうですね。

委員長：長谷川と御城番も。

委員：御城番の種別は何ですか。

事務局：御城番は建造物ですので、史跡指定という凡例が誤りです。

委員：土地指定ですか。

事務局：御城番は土地指定もありますが、この辺り凡例と表現方法に混乱があるようのできちんとさせていただきたいと思います。

委員：図が小さいので難しいかなという感じがしますね。この範囲であると長谷川家と御城番と来迎寺が国の建造物指定ということですか。

事務局：そうです。

委員：県指定はありませんか。

委員：県指定は1件御城番の土蔵があります。お城と御城番のあたりをアップにした地図を下に入れませんか。赤の区別がわからない。

委員：凡例を追加すると、アップしたものをつけるということでいいですか。

事務局：そのように修正加えさせていただきます。

委員長：他いかがですか。それでは第Ⅲ章の説明をお願いします。

(事務局 第Ⅲ章説明)

委員長：はい、ありがとうございます。調査官からの指摘もありますので改めてご検討お願いいたします。

委員：手洗いはコンクリートでしたよね。

事務局：手洗いはタイル張です。

委員：水道は来ていますか。

委員：水道は来てますね。

委員：建造物の保存活用計画ではどうなってますか。どこかに写真がありますか。

コンサル：すみません。建造物の119ページの下の左の写真です。

先ほどの119ページの写真の手洗いの件ですが、同じ建造物の3ページ、重要文化財の指定範囲の中に、附・物置の斜め下、瓦の表現のない小さな屋根がかかっています、ここが建造物指定に含まれています。このタイル張りの流しの上にトタン屋根がかかっているんですけども、これが建造物指定範囲に入っていることから、史跡の方では特にノーコメントになっているのが現状です。

事務局：今問題になっています手洗いの取り扱いを建造物で取り扱うのか、史跡の計画で取り扱うのかということですが、この場合ですと、建造物で取り扱うのでしょうか。

か。

委員：独立していて、屋根の範囲としては含まれるかもしれないけれど、包蔵してというわけではないのではないかという気がする。

事務局：建造物の計画の16ページを開いてください。こちらの方で台所、附・物置の北側、上側に黄色の色を付けた物入、手洗があります。こちらの手洗いについては黄色で色付けさせていただいており、その他建造物扱いと表現されておりますけれども、こちらの手洗いが黄色で表現されているので、問題の手洗いも同様の扱いになるかなと思いますが、この考えは誤りでしょうか。

委員：附・物置台所と書いてある下の四角ですね。一緒じゃないだろうか。

事務局：もし同様ということであれば第6図に黄色の着色と名称が手洗いという修正でよろしいでしょうか。

委員：中庭のものもこんなものでしたよね。

事務局：中庭にあるのも同じようなタイルを貼ってあるものです。

事務局：119ページの上の写真です。

委員：これと一緒にいいと思います。

それと坪庭の塀はどちらに入れるかですか。

事務局：はい。史跡の計画で30、31ページです。31ページの主屋の蔵前外構というエリアに板塀が構造物として入れてあるんですけども、坪庭の方にも含まれるようなものではないですかという文化庁からのご指摘かと思います。

委員長：どちらでもいいんだけど、dの範囲が複雑で要素がすごく多いので、減らせるものは減らした方がいいという気がする。そういうことからいうとdからcに付け替えた方がいいのではないですか。

委員：どっちが表かというと坪庭側のような気がします。

委員長：この塀は坪庭の範囲を確定するために必要な施設だと。

委員：後ろは貫が見えてなかったかな。

コンサル：坪庭側が化粧になっています。

委員：それならば坪庭の方に入れた方がいいと思う。

事務局：わかりました。では31ページにあります、構造物板塀は、cの坪庭の方に入れさせていただくということで整理させていただきまして、それから先ほどのこれまで取扱の無かった手洗いに関しては、建造物の方に黄色表記で書き加えてさせていただくということでよろしいか。

委員長：はい。あと、土間(コンクリート)というのがありますね。土間(コンクリート)とか排水路についても。それから、そこに新しい材料が入ってきたことを表記しているものの。

事務局：このコンクリートとか煉瓦というのは、後の方で現状と課題というところで、こういう材質に替わっているということで出てきていまして、土間自体に本質的価値

を認めることはいいと思うのですがその現状と課題が別にあるということで、現状と課題と本質的価値と一緒にカッコで書いてあるのが問題なのかなと思います  
がいかがでしょうか。カッコを取ってしまえば整理できるのではないかと思うの  
ですが。

委員長：私もそう思うんだけど。

委 員：表記のルールがあるのではないのか。

事務局：そこに土間があるということが、価値であり、材質によるものではないというこ  
とで整理します。

委員長：それから場所を表すために、コンクリートとか三和土とか、そういうことを言わな  
いと場所が特定できないということでもないでしょ。そうすると基本は要素とし  
ては材料については表記しない、そういうことでよろしいですか。そうすると、地  
盤(表土、砂利敷)というのがあるけども、

委 員：これは家の中のことをいっているんじゃないんだね。土間とか。家の中は建造物に  
含まれるんでしょ。主屋の土間は主屋とかいてあるからいいんでしょ。例えば犬走  
とかを言っているんでしょ。

事務局：はい。そこの部分の表記でございます。素材の部分ここから抜くということで整  
理させていただきます。

委 員：あと、手水とはどれでしたか。

委員長：手水は建物ですね。

委 員：思い出しました。県指定を解除されたものですね。

事務局：県指定時は手水という表現です。

委 員：手水鉢といっているのはどれのことでしたか。

事務局：構造物として捉えた手水のことですが、その手水鉢という表現は指定時にはありま  
せん。

委 員：県指定だった手水と別にあるんじゃないですよ。

事務局：建造物の計画の194ページに該当箇所の写真がございます。

委員長：ここでは手水舎と呼んでいる。手水舎が正解だと思うけども、指定名称が手水であ  
ればそこは変えない方が良いのでは。

事務局：現在、手水は指定を解除されておりますので、手水も手水鉢も手水舎も言葉として  
は出てきません。

委員長：それなら手水舎の方がいいと思う。

事務局：ではご指摘通り、手水鉢と手水舎と

委員長：使い分けるということで。

委 員：意味がよくとれてないんですが、194ページの写真にある、手水舎のこの石を手水  
鉢というのか。全体は手水舎でいいのか。

事務局：建物、上屋の部分が手水舎というような扱いです。

委員：40ページのところで、構造物が手水鉢で建造物が手水舎にするというんですね。

コンサル：116ページには手水鉢、手水は出てこないです。

事務局：116ページにつきまして、後から触れるところでございました。116ページにもご指摘がありまして、蹲踞（つくばい）と書いてるのは手水鉢ではないですか、というご意見をいただきました。

委員：ここにも蹲踞がある。間違えたことをいうといけませんが、手水舎の中には手水鉢って必ずあるから、一体のものと違うのかな。敢えて分けるならそれを分かったうえでやるのは何も問題ないと思うけど。

事務局：それとも手水に関しては上屋の部分と石の手水鉢の部分をいずれも建造物として扱うのが通常なんでしょうか。

委員：どっちも扱うように思います。手水鉢は手水舎の部品になるわけです。石は大事だけれど木は大事じゃないとかそういう話ではないですよ。ですから、何故手水を上屋と鉢を分けるのか私にはよくわかりませんが、史跡名勝の話だからあえて分けて考えるというのであれば構わないと思う。

事務局：そうですね。40ページの中の構造物の方にも建造物の方にも手水というものが出てくるので混乱します。例えばこれですと、二つあるのかなとか、いう感じにも受け取れるので、例えば建造物の方に手水と表記する手もあるのかなと私は思いました。

委員：こっちでわかっているみんなが納得するなら構造物を手水鉢にして、建造物を手水舎にしてもかまわないと思う。まあ少し混乱する部分も残りますが、両方に手水と書いてあるよりはまだその方がわかりやすい。

事務局：手水鉢と手水舎という表記そういうことでいいですか。

委員：それでいいかと思います。要は分けて一つ一つ捉えるということであれば、鉢と舎と分けて書けばわかりやすいと思います。

委員：何というか、上屋だけをいうことはないよね。

委員長：時期的に手水舎と手水鉢が作られたのは同じですか。

委員：怪しいですね。上屋の方は2代目か3代目かもしれません。そんなに古いものではないと思う。しかし、文化庁の調査官もそう言っているんだから手水舎と書いておきますか。

委員長：今度の整備の時に上物が無くていいというそういう判断がでることにはならないから。手水鉢は大事だけれどもということがなければ一体物だから、上屋も大事にしましょうと常にそういう方針であればいい。

事務局：併記した方がよろしいですか。

委員長：私は独立して、構造物と建造物に分けて表現した方がいいと思います。一体性が確実ではないので。

委員：では分ける考えで。

委員：他にも、稲荷社の中に山の神と屋敷のお社が二つありますが、稲荷社と中のお社は別ですか。あと、灯籠もあったと思います。全て重文ということなのでしょうか。

委員：それぞれが完全に独立していましたか。

委員：別々に小さいお社があります。

委員：全体で附ですよ。修理するときには中が傷んでいれば修理ができると思います。ああいうものはほとんど痛まない。

40ページの鳥居3基含むというのは、これは指定がそうなのですか。

事務局：はい。入っております。附である稲荷社の付属として鳥居3基が入っています。

委員：それをここに書いてあるわけですね。あれも石と唐金は古いけれど、木のものは当初じゃないかもしれませんね。

委員：あと何か議題はありましたか。

事務局：この委員会始まる前に委員に現地を見て頂いたんですが、第Ⅲ章の中に各区域を表す写真を追加するよという意見を頂戴しました。全くここに来たことがない人にはわからないということで、雰囲気分かる4枚くらいの写真を追加するよにいたします。それから各地区の来歴、書いてある所もあるんですが例えば女中部屋があったところですか、特徴的なこと、ソテツは少なくともどの段階からありますとか、この第Ⅲ章の中か、あるいは最後の表に追加するよという意見を頂戴しております。

委員長：よろしいですね。ありがとうございます。いったん次に進みます。IV章お願いいたします。

(事務局 第IV章説明)

委員：50ページの石組、飛石、その他花壇とあるんですけど、石組はどこにあるのですか。

事務局：石組の写真でしょうか。こちらの写真でなかなか見にくいのですが、花壇の前あたりの飛石がありまして、35ページをご覧くださいませ。こちらに石の位置を示しておりまして、一番右下のところに1、2、3、4と石があつて、その先に上の方に離れまして5、さらに左ななめ上に上がっていきますと6、7という形で石が続いています。

委員：石組というか、飛石であつて石組ではないということでは。

委員：これは石組という風にみんな書いているのですか。石をアレンジしたみんな石組ですか。こういう言い方するのですか。

委員：これは一般的な庭園の構成要素の分け方でこういう分け方をしています。

委員：そうですか、飛石はこの中に入るのですか。

委員：少し違和感あると思いますけれども、そのグループに入ります。



委員長：よろしいでしょうか。ではV章お願いします。

（事務局 第V章説明）

委員長：文化庁の指摘にある、遺構の保存に努めるということについてはいかがですか。

委員：遺構というのが地下遺構のことなのか、それとも名勝、庭園の樹木を含めたことをいっているのか、地下遺構の保存を前提としてという意図でいっている言葉ですか。

事務局：この文章をつくった際には地下遺構を念頭に書いています。ですので、これは地下遺構という表現にしないとイケない。

委員：そうですね。うしろ側の保存管理というのが保存と重なってきってしまうので、おかしいかなと思います。遺構が地下遺構で、うしろの保存管理というのが全体の保存管理という意味で書くならこれで成り立つと思います。

委員長：では遺構を地下遺構に修正すると。

委員：そうするとまた文化庁から意見があるんじゃないかな。

事務局：これも後ほど詳しく説明させていただきますが、この委員会の中でご指摘、ご指導頂いた内容を修正しまして、その内容を再度文化庁にお送りし、確認いただきます。その中でまた出てきましたご意見に関しましては軽微なものであれば事務局の方で修正をくわえさせていただき、重要な全体に関わってくるような内容でございましたら皆様に持ち回りや、メールという手段を使ってご意見を伺いたいと考えております。

委員長：文化庁の指摘に沿う修正をするということではよろしいですか。

これまで長谷川家がやってきたことを尊重してということでの追記が3カ所あるんですね。

事務局：はい。

委員長：これについてよろしいですか。ではV章はこれで確認したということでVI章お願いいたします。

（事務局 第VI章説明）

委員：77ページの今日庵跡の表のコンクリートブロック塀2で、建造物の保存活用計画によるとあるんですが、そんなの出てくるのですか。

事務局：77ページの北コンクリートブロック塀2に関するところで、建造物の保存活用計画によるというところで、建造物の計画の35ページをご覧ください。こちらの方にその他建造物ということで、この塀の取扱いが示されています。34、35ページにその塀の取扱いがございます。

委員：ここでも建物の方の保存活用計画によるという表現が多いのですが、どのページを参照したかわかるように表記してはどうですか。

事務局：ここに出てくるものの大半は34、35ページになってくるかと思しますので、そのように表記します。

委員：その他建造物には書いてないものがどうするのか書いてない。例えば76ページの竹柵、外灯。他のところもある。花壇、石置場とか。

事務局：例えば76ページの竹柵、外灯ですが、機能としては隣地との境界にある竹柵で、境界を分けるという意味で必要な機能は持っていると思うのですが、あまりにも脆弱なものでして、必ずしも竹柵でなくてもいいかもしれませんし、柵としての機能は残したいというものではありません。外灯に関しましては、写真館の方にあります駐車場辺りに立っている外灯でして、おそらく駐車場を意識しての外灯ではないかなというものです。

委員：この建造物35ページに書いてあるその他建造物については、将来的な存置または撤去を検討し、存置する建造物と保存・活用上将来新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他を考慮し修景を行う、に準じるわけですね。

事務局：そうですね。そのような扱いになるかと存じます。

委員：北コンクリートブロック塀2というのを取ったらそれで済むということですか。

事務局：ただ、竹柵は建造物の35ページに入っているのですが、外灯は建造物の方で出てきませんので、工夫して同じような扱いをするということがわかるように修正させていただきます。

委員：建造物「等」とかにしたら良い。

事務局：建造物の34ページのその他建造物をその他建造物等という表現にすればいいということでしょうか。

委員：結構あります。72ページとか、花壇、石置場。

オブザーバー：建造物の方をその他建造物としてしまうと後ろの一覧表とずれてきますが。建造物の保存活用計画中の、設定表と。

委員長：建造物の本文で、その他こういうものについてもこれに準じた扱いをするみたいな文を入れておけばいいですね。

事務局：一つずつ中の確認は事務局でさせていただきますが、史跡の方のその他という欄ですが、建造物の計画の何ページの、その他建造物の扱いによるとか、そういうような表現で包括して表現するような形で修正を加えさせていただきます。

委員長：漏れがないように確認してください。

事務局：承知しました。

委員長：VI章ほかにございませんか。ではVII章お願いします。

(事務局 第VII章説明)

委員長：79ページ方法(2)で、それぞれがもつ役割と世界観を正しく理解できるように解説を行うとありますが、世界観というのは大変な話なので、もうちょっと限定した言い方でいいはず。特色くらいにしとけばいいのではないですか。

委員長：よろしいでしょうか。ではⅧ章お願いします。  
(事務局 第Ⅷ章説明)

委員：当面の間は今使っているトイレを使うでしようが、トイレを新たに設ける場合は、古いトイレを使わないようにするのですか。下水道を繋ぐ時にどうするのか。あれは下水道に繋ごうと思ったら大変ですよ。

事務局：史跡指定地内でのトイレの新設や、あるいは既存のトイレを下水道化することに関しては大規模修理時に検討する事項としておきたいと思っています。今結論が出しづらい内容かなと思います。史跡指定地外でのトイレの設置というのを計画しているわけですが、その状況を見ながら、既存の古い方のトイレを機能させるかどうかを判断していただかないといけないかなと思います。

委員：残すとなれば接続が必要となってくる。となれば接続するときどうするのか。大変ですもんね、どっちに繋ぐにしても。

委員：今はどこに出ているんですか。

委員：今は浄化槽で背割りの方に流していますね。

委員：大蔵の北側というか西側というか、あそこを割って殿町から入る側の下に埋まっているんですか。今入っているところであればできる。今どこまで下水が来ているのかわからないけれど。

事務局：下水は魚町の通りと殿町の通りです。なので既存の浄化槽のトイレですがそこから下水に接続しようとする主屋を横断するか、蔵の方に逃げるとすると背割りを越えなければなりません。背割りを超えて南に折れて道の方へ。

委員：表蔵の間は行けないですか。ちょっと隙間空いてますよね。

委員：大変ですよ。

委員：しかし、地下遺構の保存を尊重すれば良いのですから。

委員長：他にありますか。

委員：82ページになります。構成要素別の整備方針がそれぞれ書いてあるんですが、どういうものを想定して書いているのかを説明いただきたい。石材の劣化とか、石組の維持管理に使用する材料とかは、どこのどの石材を想定しているのですか。

事務局：82ページでは全般的な書きぶりをしているんですが、石組で個別に見ていくと、池庭にかかっている橋など、飛び石単体ではなく、石を組んであるものにここで書いてあるような劣化がみられるというのが個別に出てまいります。

委員：水系で浚渫が書いてありますが、今必要な状況なんですか。ある程度実態が把握さ

れていて、ここに上がっているのかが知りたい。樹木の健全な育成環境とか、隣接する樹木との間が被圧環境となつてとか、最後の石像構造物でも修理が必要な場合と書いてありますが、その前のページである程度全体的な方向を大まかに書いていって、一般的な保存活用計画では整備の基本構想位を書くことになっています。このページが基本構想とまでは言えなくても、項目を書き出している感じで、まだ詳しく計画を立てていく段階ではないんだという事で、これでいいと思うんですけど、踏まえた82ページのところが具体的に書かれていて、漏れがないか検討してからこういうのを書くのはいいんですけど、どういう段階なのかなど。例えば今まで問題になってきたのは植栽で、大正座敷のツツジが大きくて、景観的に見通しが利かなくなっているという課題にまずとりかかるべきかと思うんですけど、そういうことを82ページに書かれていないのでどうなのかな、という気がしました。82ページのようなことを書くのであれば、ある程度網羅的に書く必要があると思いますし、まだそこまで実態がつかめていないというのであれば、81ページのみまでとどめておいた方がバランスをとれるのかなと思います。

事務局：極端な話をすると82ページをそこまで書けないのであれば、このページを無くしてしまうとかですか。

委員：はい。無くして、本当に必要な部分があれば81ページの中に入れてしまうという事でいいです。

事務局：見直しが必要になってくるということは81ページの1の方向性の中に書いてございますので、それでは82ページの中、例えば今おっしゃっていただいた生長したことで見えなくなっている、切り下げていかなければならないとか、今すぐやれる、見えている確実なところを81ページの方に表現するようにして82ページ全体としては抜いてしまうという形で整理させていただきます。

委員長：Ⅷ章で他にございませんか。ではⅨ章お願いします。

(事務局 第Ⅸ章説明)

委員長：最後の20図です。建造物の管理でも関係するところがあれば、それも説明していただけませんか。建造物の管理運営体制ではこのようなことは記述していないですか。

事務局：建造物の計画ではこのような組織の関係性は出てまいりません。

委員長：要は、実際の整備の時は建造物と史跡名勝は切り分けて別個の検討組織で実施するという事はできないと思います。こういう基本的なことは、建造物と史跡の記述としては共通にしといた方がいいと思います。そうすると委員会の名称とかどっちでも行けるように考えておいた方がいい。

事務局：第20図の中では旧長谷川家住宅とか長谷川氏旧宅という言葉は使わずに、建造物

でも史跡及び名勝でも包括できる様に我々が便宜的に呼んでいる旧長谷川邸という名称を使っています。

委員長：委託請負で下に来ている専門技術者のところが、建造物の方では少し表現が違ってくるのかもしれませんが、その上のところ、諸機関との関係は同じでしょうし、できるだけ共通にしておいた方がいいんじゃないかと思います。

事務局：文言確認いたしまして修正いたします。

委員長：ではX章お願いいたします。

(事務局 第X章説明)

委員：細かいことを1点。86ページの上から4行目、防災対策の整備を行う場合はとあるんですが、風致景観を損なわないように配慮し、人命と入っているんですけど、史跡及び名勝、重要文化財の保護の観点から必要最小限とあります。人命だと必要最小限ではいけませんから、人命は抜いたほうがいいんじゃないかなど。

事務局：削除させていただく方向でよろしいですか。

委員長：はい。他いかがでしょうか。確認です。85ページの本文の1行目遺構の保存を前提としますが、ここも務めると修正するのですか。

事務局：ここも修正します。

オブザーバー：88ページの(2)維持の措置というところに今回具体的に書いていただいたんですけど、前回日常の維持管理に入っていたような内容も入っているので(2)の内容としては92ページの上から3行目維持の措置の範囲という事で1、2、3とありますのでこちらを書いていただいたらいいかと思います。(3)非常時災害のための必要な応急措置として大まかに書いていただいているので、簡単なエアコンのパーツの取り換えなどは日常の維持管理という事で、維持の措置に挙げているのは、日常の維持管理に入れていただければいいのかなと思います。

委員長：他ございませんか。ではXI章お願いします。

(事務局 XI章説明)

委員長：93ページです。平成31年度一般公開とありますが、31年度に限って公開するという事ですか、31年度以降ということですか。

事務局：31年度から一般公開開始という事です。建造物の方も同様に修正いたします。

委員：平成32年度以降大規模保存修理というのは史跡ではなく、建物のという事ですよね。

事務局：はい、建物の大規模保存修理。建造物の修理に呼応するような形で史跡及び名勝の整備、修理も考えていきたいという事です。

委員：史跡で大規模修理するわけでないですね。

事務局：はい。その折にどのような整備が必要になるか検討していきたいと思っています。

委員：遡りますが、83ページ運営と体制の整備のところ、20図を見ると各種専門家・研究機関が外部機関等になっています。83ページをみると外部機関等のところに、このことが書いていなくて、委員会のところの最後に事業期間外の調査や修復整備内容等についてはという事で専門家のことが出てくるので、ここは整理をしてどちらかに、外部機関に各種専門家が入るといっているのであれば、位置を変えた方がいいのではないかと感じます。委員会がない時には専門家の位置づけが協力・連携どうなのかなという感じがします。章のところは運営と体制の整備なんですけど、2が管理・運営方法と書いてある。管理はどこに、この中には管理も入っているという考え方をしているのですか。もう一つ、役割のところで行政機関が指導及び助言を受けると書いてあるけど、役割なのでこれは「する」ということと、委員会のところも事業内容に即して定期的な協議の場を設けるとあるが、定期的というのがいいのか必要に応じてという形できちっとやっていった方がいいのか、少し整理が必要かなと思いました。

委員長：これまでのところ遡っても結構ですが、他ございませんか。今の運営体制のところは見直ししていただけますか。

委員：専門家とか研究機関が外部機関等というのが本当にどうなんだろうとか、あるいは市の文化財保護審議会とかそういうところの位置づけってどうなるのかなとか、現実的には県に指定史跡で、市の付属機関なので市に入るんだという意味なのか。多分、専門家の方というのは協力・連携と書いてあるけど独自に動くわけではないですね。市からの依頼があり、問合せに対して答えていく関係なので、そういう意味でどこかに位置づけがあった方がいいのかなと思います。

委員：上の方に市の文化財保護審議会を位置づけしていただけるといいかと思います。

事務局：整備委員会は整備時に設置しますが、恒常的には委員会という位置づけかと思います。

委員長：他ございませんか、そうしますとこれで基本的にはお認めいただけますかという確認をいたしますけども、若干休憩を入れてその後になります。5分程度の休憩を入れさせていただきます。

(休憩)

委員長：はい、再開いたします。そうしますと、今日のご指摘も踏まえてさらに修正していただくという部分がございますけれど、本委員会としては史跡名勝の保存活用計画について基本的に了承したという事でよろしいでしょうか、はい、ありがと

うございます。それでは、次建造物の旧長谷川家住宅保存活用計画について、ご検討いただきます。

(2) 重要文化財 旧長谷川家住宅保存活用計画について  
(事務局 第I章説明)

オブザーバー：先ほど、史跡の方でご指摘があったと思いますが、台所の手洗いは追加されるということでよかったですか。

事務局：はい。附物置、台所の下にあります、色はついていませんが、こちらに手洗いがあるということで、現在色のついている手洗いと同じような扱いでいいのではないかとのご意見をいただきましたので、こちらも黄色を着色しまして、手洗いという表現でよろしいでしょうか。

委員長：はい。

事務局：そのように追加させていただきます。

委員長：ではII章について、お願いします。

(事務局 第II章説明)

委員長：はい。ありがとうございます。27ページ、文化庁の指摘で、「近代以降の」畳の新調、このコメントの趣旨をもう一度ご説明いただけますか。

事務局：これは、日常的な管理方法を示しているところでございまして、逆説的にいいますと、近世の畳があるようであれば、日常の中で新調するのは好ましくないということで受け取っています。近世の畳の作り方は現代ではできないとお聞きしているのですけども。そういった観点かなと思うのですが。

委員長：原則としてはわかるのですが、どこの畳がそれに該当するんだろうなという。

事務局：現実的には現地に現存しているかどうかは、正直今の段階では把握はしておりませんが。

委員：藁床か、スタイロ床かという違いならすぐ分かるのですが。

事務局：この文言を加えて、実際にこれが適用されるかどうかは正直、影響は現実的にはないのかなとは思っています。

委員長：近世の手法でのというのはあると思いますが、近世の畳ってなかなか特定し難いと思う。そうすると実際にはどうするのかということなのです。近世の畳と判断されたら届け出なければならない。

他にございませんでしょうか。では次お願いします。

事務局：はい。主な修正事項は、今ご説明したことで以上です。一点、56ページをご覧ください

さい。項目3の中で、所有者等と出てきますが、これは松阪市に修正します。それから部分・部位の設定表がきますが、ページが離れていますので、この部分・部位の設定表というところに改めて、23ページの基準の考え方をもってきてはどうかという議論が内部でありまして、そのように修正させていただこうと思います。

ここでコンサルタント業者からご質問があり、この保存活用計画の中に建物の図面は必要ないでしょうか、ということです。いかがでしょうか。

委員：平面図、断面図とか報告書風に入れるということですか。

事務局：そうですね。この長谷川家住宅の調査報告書の最後についていますが、このような図になります。

委員：あった方がいい。他所で保存管理計画つくるときに、断面図とかそんなのまでできてないと思う。平面図ぐらいしかない。必ずしも全部あるとは限らない。ただ、せっかくなつくつきたから載せておいた方が親切だね。それについては新たにするわけではないだろうから、あるものをつけたらいい。

事務局：つける箇所に関しては設定表の後ろにつける形でよろしいか。ではつけるようにします。

委員長：他にいかがですか。では保存管理計画を本委員会としては承認いただけますでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは文化庁との協議で指摘があったりして修正すべき事項が出てくると思いますが、これについては事務局の方で、進め方を説明いただけますか。

事務局：本日、委員会で概ねご承認ということでいただきました。いろいろご指摘もございましたので、修正を事務局の方で加えさせていただきます。この修正が一通りできましたら、再度文化庁の方へ送らせていただきます。おそらく、いくつかご指摘が出てくると思いますので、3月に入ってから修正を加えます。修正ができましたら、文化庁の指摘の内容に応じて、軽微なものは事務局で修正を加え、大きな変更点は個別にご相談ご指導いただきたいと思います。最終的な形になりましたら、データ等でお送りし、完成の姿をご確認いただきます。印刷は3月末になりますが年度内に完了したいと考えております。以上です。

委員：印刷して本にする必要はありますか。そういう指導があるのですか。

事務局：これは補助事業ではございませんので、市の予算で印刷しようと予定しております。

委員：ことの性格上、何百冊もばらまくというものではないだろうと。

事務局：各委員の皆様、文化庁、県、市の内部、図書館、市内関係者に配布予定で、補助金の成果品のように300部とかそうことは考えておりません。

委員長：協議事項は以上でよろしいでしょうか。

委員：なんとか形になったのですが、要はちゃんと運用されていくことが大切だろうと。運用ということをどんな風に担保していくのか。書いてあることがちゃんとその



通りにやってもらっている、という確認をしてください。この委員会はなくなってしまう。いざ修理ということにならないと専門の委員会というのは出てこないわけであって、こここのところをしっかりと掲げていただいて、適宜分科会方式であるとか、どういう風に進捗がどうなっているかというようなことをご報告いただけるといいのかなと思います。今後に向けてということで。

委員長：それでは、協議事項を終わります、その他事務局何かありますか。

## 5. その他

事務局：先ほどの話と被る部分もありますが、冒頭にも申し上げましたとおり、当委員会の開催としては本日で最終となります。ただ、委員の方々の任期の期間といたしましては、委員会規則によりまして、委嘱の日から文化財保存活用整備等の終了の日までとなっていますので、本年度中はお世話をおかけしたいと思います。それから平成30年度、新規事業として、旧長谷川邸保存整備事業というもの、この2月議会に予算上程する準備をしています。その長谷川邸の保存整備事業の中に整備検討委員会の経費も上げています。平成30年度に入り、委員会を立ち上げるとなったときには、委員の皆様にご相談、お願いをさせていただきたいと思いますので、そのときは改めてよろしくお願ひしたいと思います。

## 6. 閉会

委員長：それでは、第3回専門委員会をこれで終了いたします。どうも長い間ありがとうございました。